

令和4年度 9月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和4年 9月 5日 (月) 午前9時

場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 17人 欠席者 6人

議席番号	委員氏名	出欠	議席番号	委員氏名	出欠
1番	古賀 和則	出席	13番	綾部 勝年	出席
2番	日高 幸子	出席	15番	橋本 達男	欠席
3番	松下 茂	出席	16番	寺田 一義	出席
4番	田中 雄三	欠席	17番	寺田 宏澄	出席
5番	橋本 昭憲	出席	18番	森園 文男	出席
6番	大川 定道	出席	19番	松永 淳	欠席
7番	江頭 政寛	出席	20番	本村 一	欠席
8番	鷺崎 和志	出席	21番	副島 幸満	出席
9番	尊田 信明	出席	22番	牛島 和昭	欠席
10番	馬郡 文男	出席	23番	田中 節士	出席
11番	山内 しげ子	出席	24番	島田 忠誠	欠席
12番	濱尾 種光	出席			

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (10件)

報告第2号 農地等形状変更届について (1件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会許可分 (1件)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 町長許可分 (2件)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 町長許可分 (4件)

議案第4号 農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)について  
委員会決定分(46件)

その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

事務局（田中）

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、只今より令和4年9月の農業委員会定例総会を開催します。現在の出席委員は16名、欠席と連絡が入っている委員さんが5名、遅れると連絡が入っている委員さんが1名、連絡を取っている委員さんが1名です。よって、「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。

会長よりお願いします。

会 長

皆さん、おはようございます。8月は暑い中での農地パトロール大変ご苦勞様でした。

また、人・農地プラン作成にあたっての、事前調査である生産組合長さんへの訪問等、限られた時間の中での活動大変ご苦勞様でした。事務局に確認しましたら、今日現在で70%程度提出がされているとのことですが、30日が締め日でしたので、生産組合長さんへの説明がまだ出来てない等あるようですが、今後よろしく願いいたします。

本日の議案・報告等につきましては

報告第1号	農地法第18条第6項による通知書について
報告第2号	農地等形状変更届について
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について
その他	

となっております。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があってから意見をお願いします。また、議事に関すること以外についての発言は控えてください。

議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき、〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員さんを指名します。

議 長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数 10件 面積 67,324㎡

議長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号農地等形状変更届について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号農地等形状変更届について、届出人の住所、氏名、土地の所在地、地目、面積、形状変更理由、周囲の状況が判る付近見取り図、字図、形状変更届出の内容等を届出書の記載事項及び添付書類により説明する。

議長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

8月25日に事務局、〇〇委員さん、〇〇委員さんと現地確認を行いました。現地は地主さんの申請どおり水が引かず乾かない事と、西側の〇〇さんのお宅がL型擁壁で高めてあるので、それがネックで機械使い勝手が悪い、土手沿いで高さがあるので、機械搬入で出し入れがしづらい等、現状を見る限り畑として使用するのとはなかなか難しく、地主さんの申請どおり形状変更して働き易くして使用したほうが良いのではと思います。また7ページの地図が昔の地図で、申請人〇〇さんの家が道路拡張のため無くなっていますが、写真を見る限りはこういう形をしています。よろしくご審議をお願いします。

事務局

補足説明

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いします。

〇〇委員

作付け予定に麦、大豆とありますが、他に耕作面積があれば、大体で良いので教えて

下さい。

議 長

申請人は西尾橋の架け替え工事があった時に立ち退かれ、白石の方に古屋敷を購入され転居されました。現在、白石の方から中津隈に出向かれて耕作されています。生産組合については板部生産組合で活動、一般の行政については白石に参加されており、不規則な生活を送られています。

議 長

他に質疑がないようですので、報告議案ではありますが、令和3年4月1日付けで施行しました「みやき町農地形状変更取扱要綱」第6条第1項において、総会において農地形状変更届出書の受理又は不受理を決定するとされていますので、採決を行います。

本案件について受理することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、報告第2号の農地形状変更届については、受理することに決定し、届出者に対し、「農地形状変更届出受理通知書」及び「農地形状変更届出済標識」の交付を行います。

また、同要綱第9条第1項において「会長は、工事の円滑かつ適正な執行を図るため、農業委員会委員のうちから2人を指名し、工事着工から工事完了に至る期間、工事の確認をさせるものとする。」と規定されていますので、本案件の確認委員として、〇〇番の〇〇委員と〇〇番の〇〇委員を指名しますので、工事着工から完了まで事業が適正に行われるよう確認を行っていただき、届出内容と異なった施工を確認した場合やその可能性があるかと判断した場合には、届出書どおりの施工が行われるよう是正指導を行ってください。続きまして、議案第1号1農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、空き家に付随農地である旨、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

申請地は宅地と住宅ですが、申請人は家具職人さんであり最初は資材倉庫として購入

すると話がありましたが、広いし、今回は空き家に付随する農地として下限面積が指定された農地です。元々の登記は田ですが、現在は畑として利用されておりますので、その状態のまま利用して頂くことで問題はないと確認しております。  
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇委員

農地法第3条ということで、判断理由の中に第2項の第1号に農機具及び営農計画書からみてとありますが、営農計画書は提出されてあるのでしょうか。また、提出されてあるのなら添付されたら分かりやすいと思います。

事務局

営農計画書の提出はされております。〇〇委員さんのご提案の通り営農計画書を今後添付するかは、事務局の方で判断いたしたいと思います。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可しました。  
続きまして議案第2号1農地法第4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容及び始末書添付である旨を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

8月30日に事務局、〇〇委員の4名で現地確認を行いました。

事務局の説明どおりで平成13年に家を建てられたとき、周りはブロック塀で高めてあります。排水も問題ありません。  
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして議案第2号2農地法第4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号2農地法第4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容及び始末書添付である旨を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

8月27日に〇〇委員、事務局4名で現地確認を行いました。  
申請地は完全に空き家になっている状態の隣の農地で、草は刈られてありましたが畑としての活用はどうだろうという状態です。申請人といろいろ話しはしましたが問題はないと思われ  
ます  
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

8月29日に農地パトロール説明会后3名で現地確認を行いました。

前回は通路での申請、今回は材料置場としての申請で前回同様周辺に対しても問題はないと思われま

す。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

8月26日に事務局、会長の4名で現地確認を行いました。

申請地の面積が少し広いですが、隣接する畑の耕作者さんからの了解も得られ問題はないため、よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。  
議案第3号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号3農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号3農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人



の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

8月26日に現地確認を行いました。

昨年の農振除外の案件であり、当時の解体業者からの変更通知がありまして、南側の1774番地に父親の住まわれる家が出来つつあり、その隣接する申請地に申請者が家を新築されるものです。西側の1773番地の農地は耕作されておらず、所有者も耕作者も分からない状況で、手配の仕様がありません。水路も東側に流すということで支障はないかと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

浄化槽を設置されるようになっていますが、この一帯下水はまだ来ていないのですか。

事務局

この一帯、下水はだいたい来ております。詳細は確認しないと分かりませんが、道があるところどこも下水が通っているというわけではなく、計画に沿って下水管を通してあるわけで、そこから外れた所は経由出来るものであれば経由し、それ以外は合併浄化槽で対応して頂いていると聞いております。

〇〇委員

下水は来ていないと考えて良いですか。前の案件分は来ているのですか。

事務局

35ページの付近見取り図をみて頂くと、〇〇委員さんから説明がありましたように、申請地の文字が書いてある道とか、その上の南北に通っている道の東側には下水管は通っていると思いますが、それを申請地迄伸ばすのは逆経由になり、なおかつ周囲に家がないのに下水管を通す施工がなされないため、今回合併浄化槽になったものと思われま

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号3については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。議案第3号4農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号4農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

先案件と同日に現地確認を行いました。

周囲は田と畑の地目になっていますが、正確には現状はそうはなっていません。申請人は何年か前ご主人を亡くされ一人になられ、広い敷地一人では手をこまねいて不動産屋に行かれ分筆をして売買になったようです。南側の農地も申請人さん所有のものであり支障はありません。水路もそちらに流され問題はありません。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました  
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号4について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号4については、申請どおり許可相当の意見を付して、

町長に送付します。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数 貸借権 44件 所有権移転 2件

議長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（質疑なし）

議長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第4号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので議案第4号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、その他を事務局よりお願いします。

その他

1. 農地の利用状況調査（農地パトロール）における事務局との現地確認調査について
2. 農業経営意向調査内容等の検討について
3. 農業委員互助会監査報告について

議長

10月の総会は、10月6日（木）午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、10月6日（木）実施するということで確認いたします。

それから、来月分の議事案件の現地調査については、9月21日以降に該当する担当委員の方には連絡したいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで9月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員長 鷲崎 和志

議事録署名人 ○○ 番

議事録署名人 ○○ 番